

台湾税務および投資法令アップデート

2016年11月

所得税法

財政部が「被支配外国法人適用規定」および「実質的管理の場所適用規定」の草案を公布し当該規定の制定を予告

先般7月に所得税法が改正され、租税回避対策税制となる43-3条(被支配外国法人(CFC))および43-4条(実質的管理の場所(PEM))が新設されましたが、財政部は11月14日に「被支配外国法人適用規定」および「実質的管理の場所適用規定」の草案を公布し当該規定の制定を予告しました。これにより、財政部は30日間各界に意見を求め調整を行ったうえで、最終版を正式に発布します。

上記2つの租税回避対策税制はすでに所得税法の条文に盛り込まれていますが、その内容については、PwC台湾の台湾税務アップデート2016年6月号をご参照ください。公布された草案には、名詞の定義および認定要件、課税時期および範囲、税額の計算方法およびPEMの認定基準、納税申告などの手続を含め詳細が定められています。

被支配外国法人(CFC)税制

被支配外国法人(CFC)税制とは、営利事業者が軽課税地域に設置した実質的に運営活動を行っていないCFC(定義および範囲については、下記三の説明を参照)に留保した利益に対し課税するタイミングを早める制度をいいます。従来では、台湾の営利事業者が海外の投資収益を実際に獲得した時点で課税されていましたが、今後は要件を満たす投資収益であれば、CFCの利益獲得年度に利益配当とみなされ課税されることとなり、従来よりタイミングが早められます。

一、課税時期の前倒し

利益が下記2種類に区分され、これに基づきCFCの利益をいつ台湾への利益配当とみなし課税するかについて判断します。

課税時期 1

軽課税地域に所在するCFCの要件を満たす外国会社の利益については、当該会社の利益計上年度に課税する。

新法施行後、下記の課税時期2の「非軽課税地域を源泉とする投資収益」を除くCFCの当年度の税引後利益は、台湾に還流するかどうかを問わず、台湾の営利事業者は当該利益を当年度のCFC投資損益として計上し課税されることとなります。

課税時期 2

アジア太平洋あるいは欧米などの非軽課税地域を源泉とする利益については、当該会社が利益配当を決議した年度に課税する。

台湾の営利事業者が軽課税地域を経由してアジア太平洋もしくは欧米などの非軽課税地域に間接投資を行っている場合も、従来では、非軽課税地域に所在する会社が利益処分を行わなければ、台湾では当該収益に対する課税はありませんでしたが、新法施行後、非軽課税地域に所

在する会社が一旦配当を決議すれば、台湾の親会社に実際に送金されていなくても、利益配当を決議した当年度に台湾で課税されることとなります。

二、当年度のCFC投資収益の合算

上記2種類の利益¹について、非軽課税地域での実現投資損失(例えば、非軽課税地域に所在する会社が減資または資本処分が行なった場合)を控除してCFCの当年度の利益を計算することができます。当年度に欠損が生じた場合は、税務当局の認定を経たうえで、欠損が生じた翌年から10年にわたりCFCの利益から控除することができます。

当年度に利益を得ているという前提で計上するCFCへの投資収益を計算する場合、当該利益から現地の利益準備金あるいは配当が制限されている項目を控除し、さらに上記の税務当局が認定した過年度のCFCの欠損金額を控除した後、直接所有するCFC会社の持分比率および所有期間に基づき投資収益を計算・計上し課税されることとなります。下記が計算式となります。

| |
|--|
| <p>CFC の税引後利益(財務諸表)</p> <p>+ CFC のその他の包括損益(OCI)(持分の RE 振替)</p> <p>− 非軽課税地域での持分法による投資収益(損失)</p> <p>+ 非軽課税地域での利益配当額(実現損失額)</p> <hr/> <p>CFC の当年度の利益</p> <p>− CFC の現地での利益準備金</p> <p>− CFC の現地での配当が制限された項目</p> <p>− 税務当局が認定した過年度の CFC の欠損金額</p> <hr/> <p>計算した CFC の所得の計上</p> |
|--|

三、被支配外国法人(CFC)に該当する要件

台湾の営利事業者が**直接株式を所有する**海外の被投資会社について、下記の基準に基づきCFCに該当するかどうかを判断する必要があります。要件を満たすCFCを複数所有する場合は、各CFCの投資収益を「個別に計算」し計上する必要があり、CFC間で利益と損失を相殺したり、損失を台湾の営利事業者の本業による収益と相殺してはなりません。

¹ 欠損も同様に処理する。

| | |
|---------------|---|
| 適用対象 | 台湾の営利事業者およびその関係会社(注1)が直接または間接的に投資する <u>軽課税地域</u> に所在する外国会社の当年度の決算日における持株比率が合計で50%以上、または50%未満であるが重要な影響力を有している場合。 |
| 軽課税地域 | 下記いずれかの要件に該当する場合、軽課税地域とみなされる。 <ul style="list-style-type: none"> • CFC所在地の法定税率が台湾の法人税率の70%に満たない(11.9%以下)。 • CFC所在地の税制で国外所得が課税されない(例えば、香港やシンガポールなど)。 |
| 適用除外要件 | 下記いずれかの要件に該当する場合、適用から除外される。 <ul style="list-style-type: none"> • CFCが実質的に運営活動を行っている(以下2つの要件を同時に満たしている)。 <ol style="list-style-type: none"> 1. CFC所在地に固定的営業場所があり、かつ従業員を雇用し業務を行っている。 2. 受動的所得の割合が10%未満の場合。 • CFCが実質的に運営活動を行っていないものの、当年度利益がNT\$700万以下の場合(注2)。 |

注1：行政院は2016年6月に、台湾内の個人またはその配偶者および二親等内の親族がCFCの株式を合計で10%以上所有している場合には、持株比率により当該CFCの利益を国外所得として認識し、「ミニマムタックス税制」の課税対象とするという案を提出した。

注2：同一営利事業者が所有する各CFCの当年度利益の合計がNT\$700万を超えているかどうか判断基準となる。

実質的管理の場所(PEM)制度

新制度では、外国会社の意思決定を行う場所、帳簿の作成および保管場所、実質的に経営活動を行う場所が台湾内にあるというPEM制度が規定する3つの要件を同時に満たす場合、当該外国会社は直ちに本社機構が台湾内にある営利事業者であるとみなされ、台湾の所得税法およびその他の関連法令規定により課税されます。

PEMの適用対象会社は自主的に申請できるほか、税務機関より審査と認定を受けることもできます。当該適用規定の施行日より3年以内に審査によりPEMの適用対象会社であると認定されたものは、財政部に申告し許可を受けることが必要で、財政部は必要に応じて適用期間をさらに3年間延長することができます。

PwC台湾の見解：

下図のように、仮に CFC の 1 年目の税引後利益 100 の全額が非軽課税地域に所在する D 社を源泉とする利益で、かつ当年度に D 社は利益配当を行っていないとします。100 は非軽課税地域に所在する D 社を源泉とする利益であり、なおかつ D 社は利益配当を決議していないので、台湾の会社が 1 年目に計上すべき CFC 投資損益は $0(100-100=0)$ となります。

一方、仮に CFC の 2 年目の税引後利益 50 の全額が非軽課税地域に所在する D 社を源泉とする利益で、D 社は当該利益処分を決議していないが、当年度に D 社は前年度の利益 100 を全額 CFC に分配した場合、50 については D 社は当該利益配当を決議していない一方、100 については利益処分を決議した年度であるため、台湾の会社が 2 年目に計上すべき CFC 投資損益は $100[(50-50)+100]=100$ となります。



ただし、非軽課税地域に設立した会社のみが課税時期 2 を適用し、現金主義に類似した方法により課税所得を認識します。仮に上記 D 社が軽課税地域(国外所得が課税されない地域も含む)に設立された会社(例えば、香港またはシンガポール会社)である場合、D 社の当年度の投資収益は、たとえ D 社が利益配当を決議していなくても、帳簿に利益を計上した当年度に台湾の営利事業者への当年度の利益配当としてみなされ直ちに課税されます。すなわち、この場合、台湾会社が計上すべき CFC 投資損益は 1 年目は 100、2 年目は 50 となります。

CFC および PEM 関連規定については、現在各界に意見聴取が行われており、その進捗状況および実際の適用状況について、引き続き注意深く見守る必要があります。

台湾とポーランドが租税協定を締結

台湾とポーランドは2016年10月21日に台北にて「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための取決め(以下、「台波租税協定」)」を調印しました。当該協定は両国が各自国内の法定手続を完了させ、書面により相互に通知すると通知日より発効し、発効日の翌年1月1日より適用となります。台波租税協定は台湾にとって34番目の全面的な租税協定(全面協定)であり、欧州諸国で台湾と全面協定を締結した国は、これで15ヶ国目となります。

| | | |
|------------------|--------------------|---|
| 適用範囲 | 適用対象 | 居住者：それぞれの税法の定義を満たす居住者を指す。個人および企業が含まれる。 |
| | 適用税目 | 所得税。 |
| 主な租税減免措置 | 事業所得 | 一方の地域の企業が他方の地域において行う事業が「恒久的施設」に該当しない場合、その「事業所得」は免税となる。 |
| | 投資所得 | 一、配当：限度税率 10%。 |
| | | 二、利息：限度税率 10%、特定の利息は免税。 |
| | | 三、ロイヤルティ：工業、商業または科学関連設備の使用あるいはその使用权により支払われる報酬である場合、限度税率 3%。その他の場合は 10%。 |
| 財産取引所得 | 株式取引所得は原則として免税となる。 | |
| 関連者間の移転価格 | | 一、対応的調整の仕組みを提供し、関連者間取引に関する二重課税問題を排除する。 |
| | | 二、将来の関連者間取引に係る監査リスクの軽減および税負担を把握するため、双方の地域の主務機関に二国間事前確認を申請することができる。 |
| 争議解決 | 相互協議 手続 | 一方の地域の居住者が、租税協定の適用や移転価格の対応的調整をめぐる争議、またはその他の二重課税問題に直面した場合、関連する問題の解決のため、一定の期間内に当該一方の地域の主務機関に相互協議を申し立てることができる。 |

PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

| 氏名 | 役職 | 電話番号 | E-mail アドレス |
|--|---------------|--------------------------|---------------------------|
| パートナー | | | |
| 奥田健士 | パートナー | 886-2-2729-6115 | kenji.okuda@tw.pwc.com |
| ディレクター | | | |
| 王妙五 | ディレクター | 886-2-2729-6666ext23402 | miaw-wuu.wang@tw.pwc.com |
| シニアマネージャー | | | |
| 林淑琳 | シニア マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23412 | shirley.lin@tw.pwc.com |
| 魏月珍 | シニア マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23410 | yueh-tseng.wei@tw.pwc.com |
| 周泰維 | シニア マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23655 | david.chou@tw.pwc.com |
| 桃原隼一 | シニア マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23415 | junichi.tobaru@tw.pwc.com |
| マネージャー | | | |
| 劉千瑜 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23431 | amily.liu@tw.pwc.com |
| 伊藤藍 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23475 | ai.ito@tw.pwc.com |
| 洪豪嬪 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23404 | kate.h.hong@tw.pwc.com |
| 趙宇愷 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23425 | yu-kai.chao@tw.pwc.com |
| 許大修 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23411 | dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com |
| www.pwc.com/tw | | | |

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2016 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.